

議案第 14 号

箱根町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

箱根町保育の実施に関する条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、保育所の入所基準について条例で定める必要がなくなるため、現行条例を廃止する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町保育の実施に関する条例を廃止する条例

箱根町保育の実施に関する条例（昭和 62 年箱根町条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。